

道路法令関係Q&A

道路局路政課



Q 法定外公共物（里道、水路等）を市町村道とする場合、どのような手続を必要とするのですか。

A



(1) 里道、水路等の法定外公共物（参考1）を市町村道とする場合は、当該公共物を一且用途廃止を行い、普通財産として道路法第九〇条第二項の規定により譲渡又は貸付けを受けることとなります。

○ 道路法（昭和二十七年法律第一八〇号）（抄）第九〇条 略

2 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供する場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七三号）第二二条又は第二八条の規定にかかわらず、当該道路の道路管理者である地方公共団体

に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(2) なお、従来は、これら法定外公共物は建設省所管の国有財産（行政財産）として扱われ、「財産の管理」は機関委任事務として都道府県知事へ権限を委任し、「機能の管理」は市町村の固有事務として運用されておりました。

その結果、法定外公共物の管理は、境界確定、用途廃止等の一部の権限を国に留保しつつ、その他の管理は地方公共団体という二元管理となっていたうえ、道路法等のような具体の機能管理について定めた法律がなく、経費の負担、管理責任が明確でないなどの問題点が指摘されておりました。

(3) こうした指摘を踏まえ、その管理権限等を明確にするとともに、「住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体において処理することを基本とする」と銘打った地方分権推進計画

を受け、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が制定され（平成十二年四月一日施行）、里道、水路等の法定外公共物のうち、現に公共の用に供されているものについては、地域住民の生活に密接に関連する公共物として、財産の所在する市町村において、機能の管理、財産の管理を行うこととし、これら法定外公共物を市町村へ譲与（無償譲渡）できることとなりました。

○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二一九号）（抄）

第五条 普通財産は、左に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲与することができる。ただし、第三号及び第四号の場合にあつては、普通財産である土地については、この限りでない。

一 四 略

五 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいい、河川法（昭和三十九年法律第一六七号）が適用又は準用される河川及び下水道法（昭和三十三年法律第七九号）が適用される下水道を除く。以下この号において同じ。）又は道路（道路法（昭和二十七年法律第一八〇号）が適用される道路を除く。以下この号において同じ。）の用に供されている

国土交通大臣の所管に属する土地（その土地の定着物を含む。）について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は道路の用に供するとき。

2 略

○ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八七号）（抄） 附則（国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五四条 市町村は、この法律の施行の際現に第一一三条の規定による改正後の国有財産特別措置法第五条第一項第五号に規定する土地で当該市町村の区域内に存するものについて、同号の規定により国から譲渡を受けようとするときは、速やかにその土地を特定して国に対してその旨を申請するものとする。

2 略

(4) これにより、里道、水路等の法定外公共物は、

①機能を有しているものは市町村へ譲与（自治事務）し、②既に機能を喪失しているものは（用途廃止をした上で）国が直接管理することとされ（参考2）、具体的には、原則として地方分権一括法の施行の日から五年以内（平成十七年三月三十一日まで）に、法定外公共物に係る

国有財産の譲渡手続を完了することとされております。市町村におかれましては、地方分権趣旨等を踏まえ、すみやかにこれらの区域内の譲与財産の特定作業及び譲与申請を行い、適切な管理がなされるようご配慮いただきたいと考えております。

○ 地方分権推進計画（平成一〇年五月二九日閣議決定）（抄）
別紙1（五二二） 法定外公共物

いわゆる法定外公共物のうち、里道、水路（溜池、湖沼を含む。以下同じ。）として、現に公共の用に供しているものの道路法、河川法等の公物管理法の適用若しくは準用のない公共物で、その地盤が国有財産となっているものについては、その財産を市町村（都特別区の区域内にあつては、当該特別区とする。以下同じ。）に譲与し、機能管理、財産管理とも自治事務とするものとし、機能を喪失しているものについては、国において直轄管理を行うものとする。

このため、具体的措置については、以下のとおりとする。

・ 譲与の対象とする財産の考え方（条件）
については、譲与の期日に公共の用に供しているもので、譲与の時期以降、市町村に

において公共の用に供するものとする。

・ 譲与財産の特定の主体及び特定方法については、市町村が公共物として機能を有している公共物を特定することとし、特定の方法は、事務負担の軽減と時間の短縮を図る観点から、極力簡便化するものとする。

・ 譲与の期限については、一定の期限を設け、当該期限までに特定した上、譲与するものとする。なお、一定期限までに特定しきれない場合のため、一定期限経過後においても譲与できる途を残しておくこととする。

※道路行政セミナーでは、今月号より、道路法令

関係で担当者等に問い合わせのあつた最近のトピックスを中心に、Q & A方式で解説を掲載することとしました。掲載をご希望する案件等ございましたら、編集部（道路広報センター）

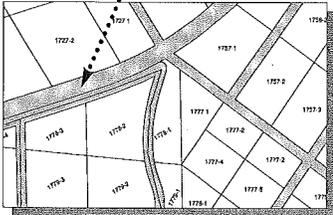
○三―三二三四―四三一〇（まで）ご連絡下さい。

法定外公共物とは

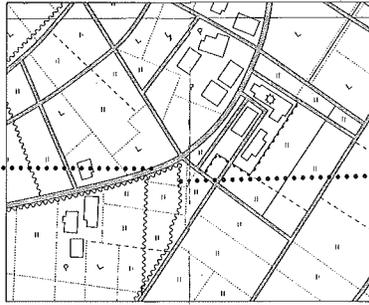
法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして【里道】、【水道】があります。
その総面積は、約4,300haと推計（昭和42年建設省）されており、これはほぼ山梨県の面積に匹敵します。

里道

高速自動車国道、一般国道、都道府県道、又は市町村道以外の道路で、認定外道路、赤道（アカミチ）等とも呼ばれています。



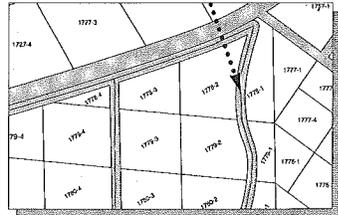
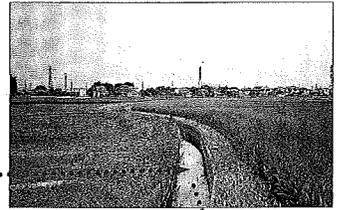
〈公 図〉



〈地 図〉

水路

一般河川、二級河川、又は準用河川以外の河川で普通河川、青溝等とも呼ばれています。



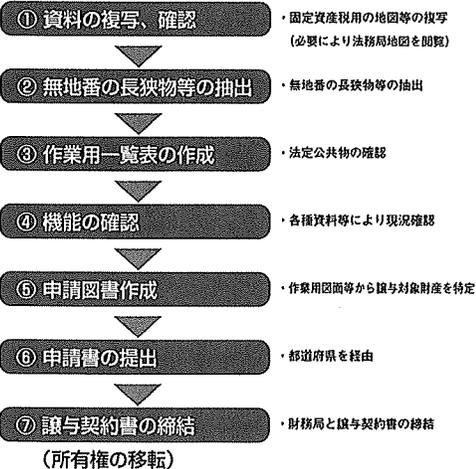
〈公 図〉

参考2 譲与手続

譲与手続

市町村における譲与手続は、おおむね次のような手順になります。

市町村の事務処理



譲与手続に係る概念図

